

**Q** 2023年7月1日施行の改正「反スパイ法」により「スパイ」の概念が一層曖昧になり、その結果、今まで以上に日本人駐在員が数年にも及ぶ拘禁刑に処せられるのではないかという懸念をあおるような報道を多数目にします。実際にそのような懸念はあるのでしょうか。もしそうならば、日本人駐在員は何にどう気をつければ身を守れるのでしょうか？

**A** 改正「反スパイ法」違反の法律効果は最大15日までの行政拘留などの行政処罰を科すことであり、数年にも及ぶ拘禁刑は「刑法」第110条、第111条（以下「広義のスパイ罪」といいます。）が成立する場合にのみ科されるものです。そして、広義のスパイ罪は1979年の「刑法」施行後、今日まで一切改正されていません。マスコミ報道はこの基本的道理を理解しない憾みがあります。広義のスパイ罪に問われないための明確なガイドラインを得ることは困難ですが、公開情報から重要な留意点を学ぶことはできます。少なくともそれを知り、守る慎重さが必要です。

## 改正「反スパイ法」（以下「法」）

に関する誤ったマスコミ報道が多いことから、日本企業および日系企業（以下「日本企業等」）の行動にも多くの負の影響が出ています。そこで、本稿では限られた紙幅でその負の影響を可能な限り排除すべく、ポイントを解説します。

### 1 日本企業および日系企業には適正な情報収集に基づく内部教育義務がある

法の萎縮的効果から日本企業等は法に関する情報を収集するのにコソコソとし、また筆者がこの種の文章を公にしたり、セミナーで多数の方々へ情報を伝えようとしたりすることに反対を受ける場面が多々あります。しかし、法第12条第1項は「国家机关、人民団体及び企業・事業組織その他の社会組織は、当該単位の反スパイ安全防衛業務の主体责任を引き受け、反スパイ安全防衛措置を具体化し、当該単位の人員に対し国の安全の維持保護にかかる教育をし、当該単位の人員を動員し、又は組織してスパイ行為を防止し、及び制止する。」と規定しており、法（および「刑法」）を犯さないための情報収集をし、内部教育を行い、日本人駐在員を含む従業員が違法行為を犯さないように導くことは日本企業等の法的義務

です。同様の規定は、改正前「反スパイ法」第19条でも規定されていました。近時の邦人拘束を受け、2023年3月27日に外交部の毛寧副報道局長は「日本国民の類似事件がたびたび起きています。日本側は自国民への教育と注意喚起を強化すべきだ」と述べましたが、それは当該条項に照らし正当な発言です。日本企業等は適正な情報収集と内部教育義務を懈怠してはなりません。

### 2 真に恐れるべきは死刑まであり得る広義のスパイ罪である

「スパイ」の定義に関する法第4条第1項第3号は「スパイ組織及びその代理人以外のその他の境外機構、組織若しくは個人が実施し、若しくは他人を教唆し、若しくはこれに資金を援助して実施させ、又は境内機構、組織若しくは個人と当該境外機構、組織若しくは個人とが互いに結託して実施する、国家秘密、情報並びに国の安全及び利益に関するその他の文書、データ、資料若しくは物品を窃取し、探り出し、買い取り、若しくは不法に提供し、又は国家業務人員を策動し、誘引し、強迫し、若しくは買取して裏切らせる活動」と規定し、太字部分を付記しました。秘密性を内実とする「国家秘密」および「情報（intelligence）」（秘

密性を内実としない「一般情報」中国語の「信息（Information）」と異なります）に加えて、「国の安全及び利益に關係する」限り、「一般情報に属する」その他の文書、データ、資料若しくは物品の「探り出し、買い取り」であつても、「スパイ」に該当する可能性があるというのですから、「スパイ」概念の抽象・曖昧さが深まりました。しかし、その弊害による最大リスクは法第5章（第53条乃至第69条）の「法律責任」が規定する最大15日の行政拘留などの行政処罰を科されるものであり、数年に及ぶ拘禁刑は「刑法」各論の冒頭部分に規定される「第一章 国家安全危害罪」（第102条乃至第113条）に違反する犯罪に対する刑事責任です。そのうち日本人駐在員などが刑事訴追される可能性が高いものは広義のスパイ罪に限られます。そして、広義のスパイ罪は1979年の「刑法」制定以降、一切改正が行われていません。換言すると、「スパイ」概念の抽象・曖昧さが深まったのは法に限られ、広義のスパイ罪にその影響は及ぼさないのです（参考図1）。そこで、日本企業等は広義のスパイ罪すなわち、正式な罪名によれば、「刑法」第110条の「スパイ罪」（狭義のスパイ罪）および第111条の「境外のため国家秘密又は情報を窃取し、探

# Q&A 中国ビジネス Q&A 反スパイ法

参考図 1

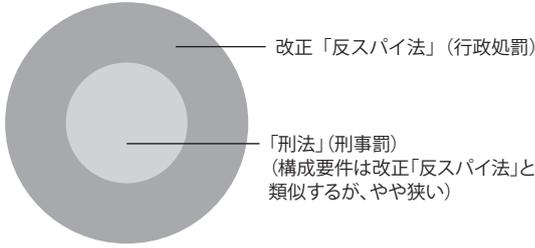


表 法定刑の比較

情状	第 110 条	第 111 条
普通	10 年以上の有期懲役又は無期懲役	5 年以上 10 年以下の有期懲役
特別に重大	規定なし (ただし第 113 条参照)	10 年以上の有期懲役又は無期懲役
比較的軽い	3 年以上 10 年以下の有期懲役	5 年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪

この章の罪を犯した場合  
には、財産没収を併科す  
ることができる。

第 110 条は除外対象に含  
まれません。国及び人民  
に対する危害が特別に重大  
であり、又は情状が特別に  
悪辣である場合には、死刑  
に処することができる。

第 111 条は除外対象に含  
まれません。国及び人民  
に対する危害が特別に重大  
であり、又は情状が特別に  
悪辣である場合には、死刑  
に処することができる。

り出し、買取し、又は不法に提供する罪」  
〔「刑法」の執行における罪名の確定  
に関する最高人民法院の規定〕〔最高人  
民法院が法釈「1997」9号〕によ  
り97年12月11日に発布、施行)につい  
て習熟し、これに抵触しないように日本  
人駐在員などを徹底教育することが必  
要です。以下では両条文を紹介しまし  
ます。

第 110 条 次の各号に掲げるスパイ  
行為の一つをし、国の安全に危害を及ぼ  
した者は、10 年以上の有期懲役又は無  
期懲役に処する。情状が比較的軽い場  
合には、3 年以上 10 年以下の有期懲役  
に処する。

(一)スパイ組織に参加し、又はスパイ  
組織及びその代理人の任務を受け入れ

る行為

(二)敵のため襲撃目標を指示する行為  
第 111 条 国外の機構、組織又は  
人員のため、国家秘密又は情報を窃取  
し、探り出し、買い取り、又は不法に  
提供した者は、5 年以上 10 年以下の有  
期懲役に処する。情状が特別に重大で  
ある場合には、10 年以上の有期懲役又  
は無期懲役に処する。情状が比較的軽  
い場合には、5 年以下の有期懲役、拘役  
、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

広義のスパイ罪には無期懲役を含む  
長期拘禁刑のみならず、死刑まであり  
得ることに注意を要します。

第 113 条 この章の上記国家安全危  
害罪〔注：第 102 条乃至第 112  
条〕については、第 103  
条第 2 項、第 105 条  
第 107 条及び第 109  
条を除き〔注：広義のス  
パイ罪の第 110 条、第  
111 条は除外対象に含  
まれません。国及び人民  
に対する危害が特別に重大  
であり、又は情状が特別に  
悪辣である場合には、死刑  
に処することができる。〕

### 3 「刑法」第 110 条と 第 111 条の相違点

広義のスパイ罪を理解するためには、  
両条文の相違を知ることが有効です。

(1) 違法行為による利益享受者の相違  
両者の主要な相違は、違法行為に  
よる利益享受者が「スパイ組織」(第  
110 条)か「スパイ組織ならざる」境  
外の機構、組織又は人員」(第 111  
条)であるかにあります。そこで、中国  
から見ていかなる日本の組織が「スパイ  
組織」に該当するかが問題となります。

この点について、鈴木英司氏「中国拘  
束 2279 日 スパイにされた親中派  
日本人の記録」(毎日新聞出版) (以下  
「鈴木氏著書」) は日本の特定の政府行  
政機関が「スパイ組織」に該当すること  
を明らかにします。実際に当該政府行  
政機関の HP にアクセスし、その業務  
紹介のページを見れば、北朝鮮、ロシア  
とともに中国に対する情報収集を積極  
的に行い、日本政府に分析のうえ提供  
すると明記されています。そこから敷衍  
すれば、政府行政機関やその外郭団体  
又はそれに準じる組織のうちどこが中国  
により「スパイ組織」と評価される蓋  
然性があるか、想像がつかれます。なお、  
鈴木氏著書によれば、「スパイ組織…の  
代理人」の意義に関して、「スパイ組織」

の人員(大使館、総領事館に任命派遣  
されている人員を含みます)と長期間  
頻繁に面会するなどすれば、口頭又は  
書面による委任契約の有無、有償、無  
償の区別なく、自らが「スパイ組織」の  
「代理人」の認定を受けることが判明  
しています。したがって、中国で当該人  
員との接触を増やせば、彼らは外交官  
不逮捕特権を享受できませんが、日本  
人駐在員などは広義のスパイ罪に問われる  
リスクが高まります(日本での接触でも、  
それを察知されれば、同じリスクが生  
じます)。

#### (2) 法定刑の相違

違法行為による利益享受者が「スパ  
イ組織」(第 110 条)である場合は「ス  
パイ組織」ならざる「境外の機構、組  
織又は人員」(第 111 条)である場  
合よりも、保護法益である国家の安全  
を危殆化させる程度が顕著になります  
から、第 110 条は第 111 条より  
も法定刑が重くなります(表)。

なお、利益享受者の特定ができない  
場合にも、「刑法」第 111 条の行為  
をすれば、同法第 282 条第 1 項(国  
家秘密不法取得罪)に問われるリスク  
があることに注意しましょう。

第 282 条第 1 項 窃取、スパイ行為  
又は買取の方法により、国家秘密を不  
法に取得した者は、3 年以下の有期懲

役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重大である場合には、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

(3) 結果犯か行為犯か

結果犯は、犯罪の構成要件に一定の行為のほか、一定の結果の発生が含まれるものをいいます。一方、行為犯(挙動犯)は、犯罪の構成要件として一定の行為が実施されることのみをもつて足り、一定の結果の発生は含まれないものをいいます。この分類によれば、「スパイ組織に参加し、又はスパイ組織及びその代理人の任務を受け入れる行為」(第110条第1号)を実施するのみならず、「国の安全に危害を及ぼした」(同条柱書第1文)という結果が求められる第110条は結果犯となります。一方、「境外の機構、組織又は人員のため、国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供した」行為だけで足り、一定の結果の発生が求められない第111条は行為犯となります。もっとも、「刑法」には未遂罪処罰に関する規定(第23条)があるのみならず、「既に犯罪の実行に着手」する段階に至っていない場合でも、「罪を犯すため、手段を準備し、条件を作り上げた」だけで、刑事処罰の対象となり得る予備犯(第22条)が規定されます。よって、広義のスパイ罪の「型」を満たせば、「国

の安全に危害を及ぼした」か否かを問わず、第110条も未遂犯又は予備犯として処罰対象となり得るのであり、日本人駐在員などを守るという観点からは、第110条、第111条に実質的相違はない(いずれも実質的には行為犯だと考える方が無難である)といえるかもしれませんが、したがって、予防的観点からは、広義のスパイ罪の「型」(構成要件として予定される「行為」)を満たさないことが最も重要であり、「型」を満たし、第110条、第111条で起訴された後、「私のやったことは些事であり、何ら「国の安全に危害を及ぼすことではない」と抗弁してみても、それは未遂犯に関する第23条第2項(又は予備犯に関する第22条第2項)により「既遂犯に照らして軽きに従い処罰し、又は処罰を減輕する」利益(予備犯の場合は免責もあり)は享受し得ても、構成要件該当性を否定することはできないこととなります。

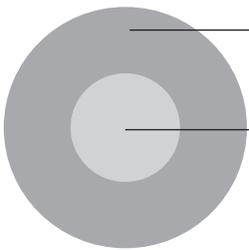
第22条 罪を犯すため、手段を準備し、条件を作り上げた場合には、犯罪の予備である。  
予備犯に対しては、既遂犯に照らして軽きに従い処罰し、又は処罰を減輕し、若しくは処罰を免除することができる。  
第23条 既に犯罪の実行に着手し、犯

罪者の意思以外の事由により目的を達成し得なかった場合には、犯罪の未遂である。  
未遂犯に対しては、既遂犯に照らして軽きに従い処罰し、又は処罰を減輕することができる。

(4) 構成要件として予定された行為の相違  
広義のスパイ罪のうち、第110条が対象とする「スパイ行為」(同条柱書第1文)は「スパイ組織に参加」することは別として、「受け入れる」対象である「スパイ組織及びその代理人の任務」(同条第1号)は非常に広範で特定

性には欠けており、非類型的であることから、その成立範囲も必然的に広範に及び得ます。これに対して、第111条が予定する行為は「国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供」することに限定され、特定性が明確で、類型的ですから、その成立範囲も必然的に限定的となります。第110条はその広範性、非特定性、非類型性に照らし、第111条の「国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供」する行為も必然的に内包しますので(その場合、利益享受者が「スパイ組織又はその代理人」でなければならぬという相違が生じます)、第110条、第111条の行為の異同を図示すれば、参考図2のとおりとなると思われます。

参考図 2



第110条第1号の「受け入れる」対象である「スパイ組織及びその代理人の任務」

第111条「国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供」する行為(利益享受者が「スパイ組織又はその代理人」である限り、第110条第1号は当該行為類型も内包する)

4 国家秘密及び情報(qingbao / intelligence)の意義

(1) そこで、行為対象となる「国家秘密」及び「情報」の法的意義が問題となります。

(2) まず「国家秘密の秘密等級は、絶対秘密、機密及び秘密の三等級に分かれる」とされます(「国家秘密保持法」第10条第1項)。習近平総書記は、2014年4月15日以降、「国家安全」の定義に関して、それに関わる領域を

# Q&A

政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、核、生物等に拡張する「総体国家安全観」を提唱しますから、「国の安全及び利益に關係する」対象には「経済」も「文化」も「社会」も「科学技術」も「情報」も「生態」も「資源」も「生物」も広く「国家秘密」に含まれることとなります。「国家秘密及びその秘密等級の具体的範囲は、国家秘密保持行政管理部門が外交、公安、国家安全その他中央の關係機關とそれぞれ共同してこれを規定する。」(同法第11条第1項)とされ、また「軍事方面の国家秘密及びその秘密等級の具体的範囲は、中央軍事委員會がこれを規定する。」(同条第2項)とされ、更に「国家秘密及びその秘密等級の具体的範囲の規定については、關係範圍内において公布し、かつ、状況の変化に基づき遅滞なく調整しなければならぬ。」(同条第3項)とされますが、公布がなされるのはあくまで党組織及び政府機關を中心とする「關係範圍内」に限定され、その内実を知ろうとすることは「国家秘密」を窃取し、探り出し、買い取る行為に該当すると判断されるところであるべきであり、厳に慎むべきです。

(3) 一方、中国語で「qingbao」と発音される「情報」は「国家秘密」に該当しませんが、なお秘密性を帯びた情報 (intelligence) であり、中国語で「xinxi」と発音される一般情報 (information) を意味する「信息」と異なります。もともと、これに関して次の司法解釈があります。

「境外のため国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供する事件を審理する際の具体的な法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の解釈」  
(2000年11月20日最高人民法院裁判委員(会)第1142回會議採択、2001年1月17日法釈「2001」4号により公布、同月22日施行)  
第1条第2項 刑法第111条所定の「情報」とは、国の安全及び利益に關係し、公開されておらず、又は關係規定により公開しないものとされる事項をいう。

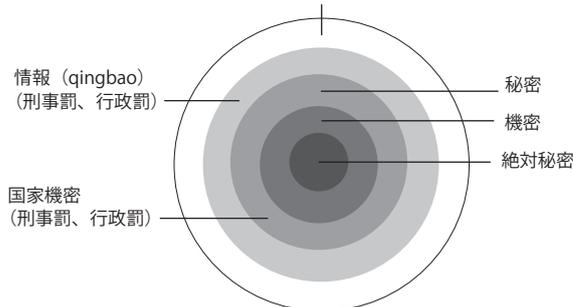
すなわち、「国の安全及び利益に關係するものうち、誤って公開されたけれども、「關係規定により公開しないものとされる事項」が含まれることに注意が必要である。この文脈で言えば、狭義のスパイ罪(「刑法」第110条)に問われた経緯を詳細に記した鈴木氏著書は日本では公開情報ですが、そこには「關係規定により公開しないものとされる事項」が含まれていることが確実であるため、当該内容をそのまま利用して中国内部教育義務を履行する場合、国家安全保護部門から「国家秘密」又は「情報」を「不法に提供した」と非難されるリスクが残ります。そこで、中国で特に中国語で配布されることが予定される文書中ではかかるアプローチを採用しないのが無難であると思われます。

(4) なお、広義のスパイ罪に関する司法解釈がない現状で、法は時に広義のスパイ罪の解釈を補佐する機能を果たす場面があります。具体的には、法第4条第2項を新設し、「スパイ組織及びその代理人が中華人民共和國の領域内において、又は中華人民共和國の公民、組織若しくはその他の条件を利用して、第三国に焦点を合わせたスパイ活動に従事し、中華人民共和國の国の安全に危害を及ぼす場合には、この法律を適用する。」と規定するところ、「刑法」第111条の「国家秘密」、「情報」の解釈においても、同様の道理が妥当なと思われる(鈴木氏著書では第三国である北朝鮮關係情報「情報(qingbao)」の該当性ありとされています)。

(5) 同様に、「香港国家安全維持保護法」第29条は香港において広義のスパイ罪を規定するものですが、これに関する刑事事件の判決全文が公開されるならば(同法第44条第4項により、判決の結果は公開されても、判決理由は非公開の可能性がありますが)、同法は「刑法」と同じ全人代(正確には全人代の授權

参考図3

情報(信息/xinxi)(公開情報含む)のうち「国の安全及び利益に關係するその他の文書、データ、資料若しくは物品」(法第4条第1項第4号)(行政処罰のみ)



を受けた全人代常務委員會により制定されたものですから、そこから広義のスパイ罪の解釈に關する情報が入り得る可能性があります(参考図3)。

## 5 最後に

限られた紙幅では、筆者の持つ全ての知見を共有することはできませんが、本稿が少しでも日本企業等の内部教育義務の履行に役立てば幸いです。